平成２６年（フ）第３１３号
埼玉県白岡市彦兵衛22番地67
債務者　木村　央子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３２１号
埼玉県戸田市本町２丁目14番28―101号
債務者　橋本　竹男
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３４７号
さいたま市中央区上落合８丁目１番13号　ラベンダーハイツ403号、旧住所埼玉県和光市中央２丁目９番４号　崎関型枠工業内
債務者　小野寺美枝
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３５０号
さいたま市南区大字広ヶ谷戸165番地１　サンハイツ101
債務者　安堵　政江
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２０号
埼玉県越谷市千間台西１丁目69番地６　Ｆ．Ｉ．Ｓ越谷寮、住民票上の住所埼玉県幸手市大字上吉羽54番地４
債務者　前田　隆志
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
埼玉県八潮市緑町５丁目13番地18　ＳＳＳ八潮寮
債務者　田中　睦雄
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１４９号
埼玉県越谷市千間台西５丁目22番地24　せんげん台Ｃｉｔｙ壱番館101
債務者　古屋　　歩
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１５３号
埼玉県越谷市南越谷１丁目２番58号　丸山マンション302
債務者　山崎　仁司
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１５４号
埼玉県春日部市粕壁東３丁目13番12号　ブリーズ粕壁東205号
債務者　石川美津江
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１６１号
埼玉県三郷市早稲田３丁目８番地４　メゾン早稲田Ｓ―302号、旧住所埼玉県三郷市早稲田６丁目27番地35
債務者　青柳進太郎
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１６４号
埼玉県越谷市増林２丁目426番地４
債務者　須賀　欣介
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１６６号
埼玉県越谷市蒲生西町２丁目17番地21　ＨＯＵＳＥ―ＺＯＯ壱番館Ａ―２
債務者　鷲野さゆり
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１３４号
埼玉県狭山市笹井３丁目24番20号
債務者　野口　弘子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１０号
京都府舞鶴市愛宕浜町３番地の１府営住宅１棟201号
債務者　髙瀬　輝行
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第１６２５号
大阪府寝屋川市高柳６丁目７番16号
債務者　山田　愛美（旧姓瀧上）
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５７号
横浜市港北区岸根町714番地　パークアベニューイトウⅡ105
債務者　角井　夏樹
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月20日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部